

楠翠台自治会会則

楠翠台自治会慶弔規定

楠翠台自治会防犯カメラ管理・運用規定

保存版
(平成31年4月)

楠翠台自治会会則

第一章 総 則

(名称及び事務所)

第一条 この組織の名称は「河内長野市楠翠台自治会」(以下「本会」という)とし、その事務所を自治会長宅に置く。

(区域)

第二条 本会は、河内長野市大師町の大部分、並びに末広町及び河合寺の一部からなる楠翠台を区域とする。

(目的)

第三条 本会は、区域の安心、安全、清潔で快適な生活環境の維持・向上を図ると共に、その活動を通じて会員相互の親睦を深め、互助精神を基盤とした良好な地域共同社会を形成することを目的とする。

第二章 会 員

(会員の構成)

第四条 本会の会員は第二条に記載する区域に居住する住民により構成され、一世帯をもって、一会員とする。

(入会)

第五条 入会者は、本会に入会者受付票を提出しなければならない。

(退会)

第六条 本会を退会するときは、本会に退会者受付票をもって届け出る。また、会員が第二条に定める区域内に住所を有しなくなった時は退会したものとする。

第三章 役員、班長及び組織

(班及び班長)

第七条 本会は区域を40班に区分し、各班の会員は、その中から班長を選出する。班長は第十条の役員を兼務することができる。ただし、会長に選出された班は新班長を別途選出する。

(ブロック及び副会長)

第八条 前条の40班を次のA、B、Cの3ブロックに区分する。各ブロックの班長はそれぞれ、その中から副会長を選出する。

Aブロック	1班から14班までの各班。
Bブロック	15班から27班までの各班。
Cブロック	28班から40班までの各班。

(部長・副部長・部員)

第九条 班長は、部員として次のいずれかの部を担当し、各部において部長及び副部長を選出する。各部の部員数は新年度の班長会において決定する。

管理部
広報・文化部
防犯防災・環境部

(役員)

第十条 本会は、本会をその目的にそって、公明正大な運営を行い、会員の意見を広く活動に反映し、その実務を担うため、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	3名
相談役	2名
書記	2名
会計	1名
会計監査	1名
第九条に定める部長、副部長	

(役員を選出)

第十一条 第十条の役員において、次の各号により推薦された者を選出し、総会において承認を得るものとする。

- (1) 会長 新年度の班長並びに現年度の役員が協議し推薦した者。
- (2) 副会長 第八条において選出されたブロック代表。
- (3) 相談役 新年度の班長並びに現年度の役員が協議し推薦した者
- (3) 部長 第九条において選出された部長、副部長。
- (4) 書記・会計・会計監査 広報文化部から書記、管理部から会計、防犯防災環境部から会計監査として互選で選出された者

第四章 役員職務及び役員・班長の任期

(会長)

第十二条 会長は、本会を適切に運営すると共に、本会を代表する。会長は、楠翠台自主防災委員会及び楠翠台地区建築協定運営委員会の委員長を兼務する。会長は部に所属しない。

(副会長)

第十三条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。副会長は何れかの部に所属し、部長を兼務しない。

(相談役)

第十四条 関係諸団体との連携・連絡等の渉外業務を担当し会長を補佐する。

(書記)

第十五条 書記は、総会、役員会及び班長会書記を担当し、議事録の作成を行う。

(会計)

第十六条 会計は、本会の金銭出納を担当する。また役員会の合議のもとに、決算及び予算編成を行う。

(会計監査)

第十七条 会計監査は、会計収支の内容を監査し、その結果を役員会に報告する。ただし、会計監査はその他の役員を兼ねることはできない。

(部長・副部長)

第十八条 部長は、第二十四条(3)項の2)に掲げる各部の業務を担当する。副部長は部長を補佐し、部長に事故ある時はその業務を代行する。

(役員及び班長の任期)

第十九条 役員及び班長の任期は1年とし、毎年の総会において選任された時から翌年の総会終了までとする。ただし役員の前任は妨げない。

第五章 総会

(総会の構成)

第二十条 本会の総会は定例総会及び臨時総会により構成する。

- (1) 定例総会 会長が招集し、毎年度4月に開催する。
- (2) 臨時総会 会長は必要がある場合には臨時に召集する事ができる。また、会員の3分の2以上の要請がある場合には会長は臨時総会を開かなければならない。

(総会の議長)

第二十一条 総会は、議長をその総会において出席した会員の中から選出する。議長は総会の運営を担当する。

(総会の議決)

第二十二条 総会の議決は、全会員の過半数に当たる会員が出席し、出席会員の過半数をもってこれを行う。ただし、会員は代理人に委任状で委任する事により、その議決に参加することができる。

(総会の議決事項)

第二十三条 総会は、本会の最高議決機関であり、次の事項を議決する。

- (1) 前年度活動報告及び決算報告の承認
- (2) 本年度の活動計画及び予算案の議決
- (3) 役員を選任

- (4) 本会会則の改正
- (5) その他、本会運営上特に重要と認められたる事項

第六章 会 議

(会議の種別)

第二十四条 本会は、本会活動を円滑に運営し、執行するために以下の会議を設ける。

(1) 役員会

- 1) 構成 第十条に規定する役員により構成する。
- 2) 招集及び議決 会長が必要に応じて招集し、次の事項を討議し議決する。また、必要に応じて地域団体の代表者の出席を要請し、情報交換等を行うことができる。
 - ① 本会運営上必要と認められる事項
 - ② 本会を代表すること及び対外交渉に関する事項
 - ③ 臨時会費の徴収、寄付金の受領に関すること

(2) 班長会

- 1) 構成 前項の役員及び班長により構成する。
- 2) 招集及び議決 会長が必要に応じて招集し、次の事項を討議し議決する。
 - ① 総会の議決を必要とする提案事項
 - ② 前項役員会と同様の討議事項
 - ③ その他、班長全員の討議が必要と判断される事項等

(3) 各部会

- 1) 構成 各所属部員（班長）により構成する。
- 2) 招集及び議決 各部長が必要に応じて招集し、次の各号に掲げる各担当諸事項を執行するため、その取り決めを行う。
 - ① 管理部
自治会保有の什器、備品、消耗品の点検・補充・管理
集会所の敷地建屋、鍵の管理および集会所使用受付と利用状況の管理
会則類、文書、書類等および班長引き継ぎファイル原本の維持管理
 - ② 広報・文化部
「なんすいだより」の作成及び配布
掲示板の掲示物の管理
自治会ホームページの更新と管理
自治会関係団体および市役所からの文書等の回覧と配布
その他の広報諸活動や情報提供による文化活動の推進
 - ③ 防犯防災・環境部
楠翠台自主防災委員会の事務局業務
楠翠台自主防災委員会委員
防犯協議会との連携による防犯力の強化
防犯灯(LED)の管理
防犯カメラの運用責任（管理）
交通安全業務（道路・側溝の危険箇所点検、子ども見守り隊の増員支援）
ゴミ集積所の総括管理
環境整備（側溝大清掃・公園や擁壁等の状況点検及び整備）
住宅地図およびゴミステーション地図の更新 ならびに 住宅案内板の管理
空き地・空き家の所有者への整備依頼（剪定・除草）

(4) 委員会

特定の目的のために継続的に討議を重ねる必要のある事項を審議するため、委員会を設ける。

- 1) 構成 委員会の委員は、その目的に対して識見を有する会員で構成する。ただし、委員会には、役員または関連する部から1名以上が委員として参加する。
- 2) 委員会及び議決 次の各号の委員会を設ける。委員会からの提案は、必要に応じて、役員会、班長会または総会で討議し議決する。
 - ① 楠翠台自主防災委員会
防災に関して安全安心な地区作りを目指した活動を行う。
 - ② 楠翠台地区建築協定委員会
地区の住宅地としての良好な環境を維持、増進するための活動を行う。
 - ③ なんすいひまわり委員会
地区の日常における安心・安全を保つための相互支援活動を行う。
 - ④ その他、必要に応じて、役員会が発議し班長会の決定を経て委員会を設置することができる。

第七章 会計、会計監査ならびに活動報告

(収入)

第二十五条 本会の会計は、会費、市からの補助金、及び寄付金等をもって充当する。

(会費及び退会返却金)

第二十六条 会費及び退会返却金の取り扱いは次に掲げる(1)(2)のとおりとする。

- (1) 会費は1会員あたり1ヵ月に300円とし、原則として1年分を一括納入するものとする。各班長は、担当班の会員分をとりまとめ、6月の班長会において会計に納入する。年度途中の入会者は、入会以降年度末までの月数分の一括納入を原則とし、班長を通じて会計に納入する。
- (2) 退会者受付票を提出した退会者に対しては、未経過の月数分の会費を清算返却する。

(臨時会費)

第二十七条 臨時会費は、役員会の議決と班長会及び総会の承認を経て集めることができる。

(寄付金の受領)

第二十八条 寄付金を受領した場合は、役員会及び班長会に報告し、本会会計の収入に計上する。

(活動報告、決算、会計監査及び予算)

- 第二十九条
- (1) 活動報告は、関係役員の原案をもとに書記が作成する。
 - (2) 決算報告書及び予算書は会計が作成する。
 - (3) 会計監査は決算報告書の内容を監査し、監査報告書を会長及び役員会に提出・報告する。
 - (4) 活動報告、決算報告書、監査報告書及び予算書は役員会・班長会の議決を経て、会計年度終了後の定例総会において承認を受けなければならない。

(会計年度)

第三十条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。ただし、決算報告書に記載する決算日の翌日以降期末までの期間は出納業務を停止する。

第八章 その他

(慶弔)

第三十一条 会員家族の慶弔については、別に定める「楠翠台自治会慶弔規定」によることとする。

(防犯カメラ管理・運用規定)

第三十二条 防犯カメラについては、別に定める「楠翠台自治会防犯カメラ管理・運用規定」によることとする。

(楠翠台集会所の使用)

第三十三条 楠翠台集会所を使用する際には、別に定める「楠翠台集会所運営規定」及び「使用細則」を守らなければならない。

(文書の取扱)

第三十四条 本会の文書・書式類の取扱い、保存年限等は別に定める「楠翠台自治会文書・書式類取扱基準」に記載の通りとする。

付則

この会則は昭和54年4月1日より実施する
この会則は昭和57年4月1日改正する
この会則は昭和58年10月1日改正する
この会則は昭和59年4月8日に改正する
この会則は昭和62年7月1日改正する
この会則は昭和63年4月3日改正する
この会則は平成元年4月2日改正する
この会則は平成4年4月19日改正する
この会則は平成8年4月7日改正する
この会則は平成10年4月5日改正する
この会則は平成13年4月1日改正する
この会則は平成14年4月7日改正する
この会則は平成15年4月6日改正する
この会則は平成17年4月3日改正する
この会則は平成23年4月3日改正する
この会則は平成25年4月7日改正する
この会則は平成26年4月6日改正する
この会則は平成27年4月5日改正する
この会則は平成29年4月2日改正する
この会則は平成31年4月7日改正する

楠翠台自治会慶弔規定

第一条 会員に対する慶弔金について、次のとおりに定める。

- (1) 世帯主及び配偶者ならびに同居親族が死亡のとき : 10,000 円
- (2) 敬老祝い金 : 3,000 円
(前年9月16日から当年9月15日に満75歳になった人のみを対象とする)
- (3) 出産祝い金 : 10,000 円

第二条 会員が葬儀を行うについては、社会的宗教的等の理由により、その規模及び費用は各種異なるが可能な限り合理化を回ることを旨とし、特に次の各項を行うことを定め、弔意を表するものとする。

- (1) 会員が葬儀を行う場合は、当該班長は速やかに会長またはその他の役員に連絡するものとする。
- (2) 葬儀の手伝い及び接待等について当該班長は、喪主または葬儀委員長とその要否について打合せを行う。
- (3) 当該会員の申し出により、自治会弔旗を置く。
- (4) 会員は支障のない限り告別式に参列する。
- (5) 第一条の弔慰金についての香典返し、及びその他一切のお返しは行わない。

この規定は昭和55年2月1日より実施する

この規定は平成7年改正する

この規定は平成16年3月6日改正する

この規定は平成23年4月3日改正する

この規定は平成26年4月6日改正する

楠翠台自治会防犯カメラ管理・運用規定

(目的)

第一条 この規定は楠翠台自治会に設置される防犯カメラについて、街頭犯罪の抑制及び防止を図ること平行して、当該カメラの対象となる者のプライバシーの保護を図るため、その管理と運用について定める。

(設置者及び管理責任者及び運用責任者)

第二条 設置者及び管理責任者及び運用責任者は次のとおりとする。

- (1) 設置者 楠翠台自治会
- (2) 管理責任者 楠翠台自治会会長
- (3) 運用責任者 楠翠台防犯防災部長

(設置台数及び設置箇所)

第三条 設置台数及び設置箇所は次のとおりとする。

- (1) 設置台数 録画機能一体型防犯カメラ 2 台
- (2) 設置場所 河内長野市末広町、大師町 (各 1 台)

(設置表示及び管理・運用方法)

第四条 設置表示及び管理・運用方法は次のとおりとする。

- (1) 防犯カメラ設置電柱の見やすい位置に「防犯カメラ作動中」、「設置者名」を記載したプレートを設置する。
- (2) 管理責任者が必要であると判断する場合には、防犯カメラの操作及び画像の取扱いを行う担当者を指定し、管理責任者、運用責任者及び担当者以外の者の操作及び取扱いを禁止する。

(画像データの保管)

第五条 画像データの保管は次のとおりとする。

- (1) 画像は撮影時のまま保存し、加工はしない。
- (2) 画像の録画装置及び記録した媒体は、施錠のできる本体躯体内に保管する。
- (3) 撮影された画像のカメラ内の保管期間は、概ね 10 日間とし期間終了後上書き消去される。

(画像の利用制限)

第六条 画像の利用を次のとおり制限する。

- (1) 画像の利用は、犯罪の抑制及び防止目的の範囲で行い、画像から知り得た情報は外部に漏らさない。利用する場合は、日時・目的・利用者等を記録保存する。
- (2) 画像は次のいずれかに該当する場合を除き、外部に提供しない。ただし、画像提供要請は文書によるものとする。
 - 1) 法令に基づく請求があった場合
 - 2) 捜査機関から犯罪捜査目的による要請を受けた場合
 - 3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合
 - 4) その他、管理責任者が必要と認めた場合

(苦情等の処理)

第七条 管理責任者は、防犯カメラ設置及び利用に関する苦情や問い合わせを受けた場合には、遅滞なく適切に処理する。

付 則

この規定は平成 28 年 12 月 15 日より実施する